

事務連絡
令和4年8月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長

建設業法施行規則等の一部改正について

今般、経営事項審査において、「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しするため、「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。別紙1参照。）」、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成16年国土交通省告示第182号）」（以下これらをまとめて「告示」という。別紙2参照。）並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年国総建第269号。以下「通知」という。別紙3参照。）」を下記のとおり改正したところです。

併せて、令和5年1月より建設業許可等電子申請システムの運用が開始することを踏まえ、規則において所要の改正を行ったところです。

貴団体におかれては、改正内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正

経営事項審査における社会性等（W）の評価項目を再編し、現行の「労働福祉の状況（W1）」、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W9）」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）」に以下の①～④の項目をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。

- ①審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」
「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ②審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく

- 「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制（建設現場でのカードリーダー設置等）の整備状況

また、「建設機械の保有状況（W7）」として以下の⑤を、「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W8）」として以下の⑥をそれぞれ新たに評価することとした。

- ⑤審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約により使用する以下の建設機械の保有台数
- ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
 - ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械
- ⑥審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況

なお、これらの改正については、令和5年1月1日から施行することとする。

(※) ①～③については、以下の点に留意すること。

- ・申請時に、各認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書等）の写しを提出すること。

(※) ④については、以下の点に留意すること。

- ・令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度から審査対象となること。
- ・評価対象となる「民間工事を含む全ての建設工事」及び「全ての公共工事」については、建設業許可を要しない軽微な工事（請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事）、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象としていないこと。
- ・申請時に、「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」で必要な措置を実施したことを誓約する書面を提出すること。

(※) ⑤については、申請時に売買契約書の写し又はリース契約書の写し及び特定自主検査記録表又は自動車検査証の写しを提出すること。

(※) ⑥については、申請時にエコアクション21により認証されていることを証する書面の写しを提出すること。

（規則第18条の3・別記様式第25号の14・第25号の15、告示・通達関係）

2. 経営事項審査における技術力（Z）の改正

「許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数（Z1）」として、監理技術者講習受講者を評価しているところであるが、規則第17条の19で定められる専任の監理技術者として配置可能な期間と整合性をあわせるため、経営事項審査においても、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者を評価することとした。

なお、当該改正については、令和4年8月15日から施行することとする。

(告示・通達関係)

3. 許可申請の電子化に伴う提出書類の省略

建設業許可申請時に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に掲げる基準（技術者資格）を満たしていることを証する書類について、電子申請を行う場合には、当該書類のうち、規則別記様式第8号による証明書（専任技術者証明書）以外の国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができることとした。

また、規則第4条第1項各号に掲げる書類（登記事項証明書等）についても、電子申請を行う場合には、同項第6号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができることとした。

なお、電子申請時に提出を省略することのできる国土交通大臣が定める書類については、別途、告示により定める予定である。

(規則第3条・第4条・第13条関係)

(添付資料)

- 別添1-1 建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）
- 別添1-2 規則別記様式第25号の14別紙3（改正後）
- 別添1-3 規則別記様式第25号の15（改正後）
- 別添2-1 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号）
- 別添2-2 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（改正後）
- 別添2-3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（改正後）
- 別添3-1 経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）（令和4年8月15日国不建第238号）
- 別添3-2 経営事項審査の事務取扱いについて（改正後）
- 別添3-3 経営事項審査の事務取扱いについて（新旧対照表）

○国土交通省令第六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）
）、第二十七条の二十七、第二十七条の二十九第一項及び第三項並びに第二十七条の三十六の規定に
基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(国土交通省令で定める学科)</p> <p>第一条 建設業法(以下「法」という。)第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可(一般建設業の許可をいう。第四条第四項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。)を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>(法第六条第一項第五号の書面)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者(許可の更新を申請する者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面に省略することができる。</p> <p>4 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者(許可の更新を申請する者を除く。)は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号</p>
改正前	<p>(国土交通省令で定める学科)</p> <p>第一条 建設業法(以下「法」という。)第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可(一般建設業の許可をいう。第四条第三項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。)を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>(法第六条第一項第五号の書面)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

まで、第十四号及び第十五号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができる。

4|| 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいずれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

5|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

（特定建設業についての準用）

第十三条 第一条から第六条まで（第三条第二項から第四項までを除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、第七条の二第一項中「第七条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十七条において準用する法第六条第一項第五号の書面のうち、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、

3|| 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいずれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

4|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

（特定建設業についての準用）

第十三条 第一条から第六条まで（第三条第二項及び第三項を除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「第七条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十七条において準用する法第六条第一項第五号の書面のうち、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、

別記様式第八号による証明書及び次の各号のいずれかに掲げる書面（指定建設業の許可を受けようとする者にあつては、第一号、第三号又は第四号に掲げる書面）その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 (略)

二 第三条第二項第一号から第三号までのいずれかに掲げる書面及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書

三・四 (略)

3|| 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者（特定建設業の許可の更新を申請する者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面（別記様式第八号による証明書を除き、国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

4|| 特定建設業の許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面のうち別記様式第八号による証明書以外の書面の提出を省略することができる。

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 (略)

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

次の各号に掲げるいずれかの書面（指定建設業の許可を受けようとする者にあつては、第一号、第三号又は第四号に掲げる書面）その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 (略)

二 第三条第二項に規定するもの及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書

三・四 (略)

(新設)

3|| 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面のうち別記様式第八号による証明書以外の書面の提出を省略することができる。

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 (略)

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二〇四 (略)

三・四 (略)

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

二〇七 (略)

八 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

(削る)

(削る)

二・三 (略)

附則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

二〇四 (略)

三・四 (略)

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 労働福祉の状況

二〇七 (略)

八 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

九 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

十 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

二・三 (略)

附則

(施行期日)

1 この省令は、建設業法施行の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例)

2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年

一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の

一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。

(再審査の申立ての特例)

3 令和三年六月十六日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であつて国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第十八条の三第

一項第十号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要

な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第二項第三号に掲げる事項について法第二十七条の二十八の規定により再審査の申立てをする場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内」とあるのは、「令和四年四月二十六日まで」とする。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

記載要領

1～7 (略)

8 4 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

9 4 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日

において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

10 4 9 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの

単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

11 5 0 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載

した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が

記載要領

1～7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この11において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

12 5 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。

13 5 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。

14 5 3 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースユール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

15 5 4 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者か

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ら直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

16 5 5 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

17 5 6 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

18 5 7 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

19 5 8 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を受け、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

20 5 9 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を受け、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

21 6 0 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監

8 4 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

9 4 8 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

10 4 9 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

11 5 0 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を受け、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 5 1 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を受け、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

13 5 2 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監

査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

22 61 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。

23 62 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

24 63 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

14 53 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。

15 54 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

16 55 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

25 6 4 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するシヨベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターシヨベル及びモーターグライダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトラクター」又は「ダンプセミトラクター」と記載されているものと並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令第7号第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

26 6 5 「エコアクシヨン21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクシヨン21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。

27 6 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

28 6 7 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日に

17 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するシヨベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターシヨベル及びモーターグライダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同法第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同法第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているものと並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
(新設)

18 5 7 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

19 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日に

において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

(削る)

において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

20 5 9 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

21 6 0 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

(削る)

22 6 1 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

(削る)

22 6 1 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

(削る)

(略)

23 6 2 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

(略)

様式第二十九号(別紙) (第1号の表、第2号の表(略))

経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価結果通知書
台 併 定 価 通 知 書
評 価 日 年 月 日
電 話 番 号
監 理 技 術 者 / 有 限 公 司
行 政 庁 区 大 欄

経営規模等評価結果通知書
台 併 定 価 通 知 書
評 価 日 年 月 日
電 話 番 号
監 理 技 術 者 / 有 限 公 司
行 政 庁 区 大 欄

年 月 日
印

建設工事の種類	総務	電気工事	機械	衛生	建築	その他
1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事
2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事
3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事
4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他

建設工事の種類(1) 電気工事
建設工事の種類(2) 機械工事
建設工事の種類(3) 衛生工事
建設工事の種類(4) 建築工事
建設工事の種類(5) その他

建設工事の種類(1) 電気工事
建設工事の種類(2) 機械工事
建設工事の種類(3) 衛生工事
建設工事の種類(4) 建築工事
建設工事の種類(5) その他

様式第二十九号 (第二十五条関係)

(略)

記載要領

- 1 ～ 3 (略)
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ 監理技術者(特例監理技術者を含む。)を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 ・ 6 (略)

様式第二十九号(別紙) (第1号の表、第2号の表(略))

経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価結果通知書
台 併 定 価 通 知 書
評 価 日 年 月 日
電 話 番 号
監 理 技 術 者 / 有 限 公 司
行 政 庁 区 大 欄

経営規模等評価結果通知書
台 併 定 価 通 知 書
評 価 日 年 月 日
電 話 番 号
監 理 技 術 者 / 有 限 公 司
行 政 庁 区 大 欄

年 月 日
印

建設工事の種類	総務	電気工事	機械	衛生	建築	その他
1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事	1. 電気工事
2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事	2. 機械工事
3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事	3. 衛生工事
4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事	4. 建築工事
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他

建設工事の種類(1) 電気工事
建設工事の種類(2) 機械工事
建設工事の種類(3) 衛生工事
建設工事の種類(4) 建築工事
建設工事の種類(5) その他

建設工事の種類(1) 電気工事
建設工事の種類(2) 機械工事
建設工事の種類(3) 衛生工事
建設工事の種類(4) 建築工事
建設工事の種類(5) その他

様式第二十九号 (第二十五条関係)

(略)

記載要領

- 1 ～ 3 (略)
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 ・ 6 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の三第一項、別記様式第二十五号の十四及び別記様式第二十五号の十五の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	

CPD単位取得数 (単位) 技術者数 (人)

技能レベル向上者数 (人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 年 月 日	年 月 日	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 [1.有、2.無]

指示処分の有無 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 [1.有、2.無]

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 一 号 日
令和 年 月 日
審査基準日

電話 番号
資 本 金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果
総合評定値 を通知します。

令和 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数			その他	
						一級 (講習受講)	基幹	二級		
	土木一式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土工・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	屋根									
	電気									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物									
	鋼橋上部筋									
	鉄筋									
	舗装									
	しゅんせつ									
	板金									
	ガラス									
	塗装									
	防水									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園									
	さく井									
	建具									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	解その他									
	合 計									

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評 点		(Y)	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位：千円]

自己資本額及び利益額	数値	点数
目 己 資 本 額 X		
利 益 額		
評 点 (X ₂)		

その他の審査項目 (社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
C P D 単 位 取 得 数		単位
技 術 者 数		人
技 能 レ ベ ル 向 上 者 数		人
技 能 者 数		人
控 除 対 象 者 数		人
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営 業 年 数		年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営 業 停 止 処 分 の 有 無		
指 示 処 分 の 有 無		
法 令 遵 守 の 状 況		
監 査 の 受 審 状 況		
公 認 会 計 士 等 の 数		
二 級 登 録 経 理 試 験 合 格 者 の 数		
建 設 業 の 経 理 の 状 況		
研 究 開 発 費		
研 究 開 発 の 状 況		
建 設 機 械 の 所 有 及 び リ ー ス 台 数		台
建 設 機 械 の 保 有 状 況		
エ コ ア ク シ ョ ン 2 1 の 認 証 の 有 無		
I S O 9 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
I S O 1 4 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評 点 (W)		

○国土交通省告示第八百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項並びに建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示

（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正）

第一条 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年

国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のようにならぬように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるも

のは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 技術力</p> <p>1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)</p> <p>(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(四) 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であつて(一)から(三)までに掲げる者以外の者</p> <p>(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 技術力</p> <p>1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)</p> <p>(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前五年以内に受講したものに限る。)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(四) 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であつて(一)、(二)及び(三)に掲げる者以外の者</p> <p>(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事</p>

業の項第五号の登録を受けた試験をいう。)若しくは登録解体
工事試験(同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受け
た試験をいう。)に合格した者及び能力評価基準により評価が
最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる
者以外の者

(六) 建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で(一)から(五)
までに掲げる者以外の者

2 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状
況

(一) (略)

(七) 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者
及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 若年技術職員(満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同
じ。)の継続的な育成及び確保の状況(審査基準日において
、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセ
ント以上であるか否かをいう。)

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況(審査基準日にお
いて、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術
職員となった人数が技術職員の人数の合計の一パーセント以
上であるか否かをいう。)

(八) 次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前三年間の知識及び
技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状
況

イ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員の
うち、審査基準日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、
ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該
当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者(以
下「技術者」という。)が取得したCPD単位(公益社団

業の項第五号の登録を受けた試験をいう。)若しくは登録解体
工事試験(同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受け
た試験をいう。)に合格した者及び能力評価基準により評価が
最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)、(二)、(三)及び(四)に掲
げる者以外の者

(六) 建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で(一)、(二)、
(三)、(四)及び(五)に掲げる者以外の者

2 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)

1 次に掲げる労働福祉の状況

(一) (略)

(新設)

(新設)

法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（別表第二十において「CPD認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、別表第二十の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。）の合計数を、技術者の数（付録第三において「技術者数」という。）で除した数値

ロ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数（付録第

(九) 三において「技能者数」という。)で除した数値
次に掲げる審査基準日におけるワーク・ライフ・バランスに
関する取組の状況

(新設)

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二
十七年法律第六十四号)に基づくえるぼし認定(第1段階)
、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)又
はプラチナえるぼし認定の取得状況

ロ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)
に基づくるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナく
るみん認定の取得状況

ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第
九十八号)に基づくユースエール認定の取得状況

(十) 審査基準日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積

(新設)

するため必要な措置の実施状況(審査基準日(令和五年八月
十四日以降の審査基準日に限る。))以前一年のうちに発注者か
ら直接請け負った日本国内における建設工事のうち、建設業法
施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、
特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関
する法律(平成十二年法律第二百七号)第二条第一項に規定
する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防
災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若し
くは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負
契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な
建設工事等」という。))以外の全ての建設工事又は軽微な建設
工事等以外の全ての公共工事(同法第二条第二項に規定する公
共工事をいう。))において、建設工事に従事する者の就業履歴
を建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金
が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現
場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関
する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サ

ービスを利用する者の利用に供するものをいう。）上に蓄積するために必要な措置を実施したか否かをいう。）

2 (略)

3 審査基準日における防災協定締結の有無

4 5 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第七第四号に掲げる締固め用機械及び同表第六号に掲げる解体用機械の合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

2 (略)

3 審査基準日における防災協定締結の有無（国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定を締結しているか否かをいう。）

4 5 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）第二条第二項に規定する大型自動車（以下この7において単に「大型自動車」という。）のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）第五条第一項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合において、同条第二項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8 次に掲げる審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（認証又は登録の範囲に建設業が含まれていないもの及び認証又は登録の範囲が一部の支店等に限られているものは除く。）

- (一) エコアクション21による認証の状況
- (二) 国際標準化機構第九〇〇一号による登録の状況
- (三) 国際標準化機構第一四〇〇一号による登録の状況

(削る)

8 審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。））。

9|| (新設)
(新設)
次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(一) 若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。）

10|| (二) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の一パーセント以上であるか否かをいう。）

次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

(一) 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者（以下「技術者」という。）が取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタンツ協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土

第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準

1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状

第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準

1 第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、付録第二に

木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(別表第十八において「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、別表十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。)の合計数を、技術者の数(付録第三において「技術者数」という。)で除した数値

(二) 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数(付録第三において「技能者数」という。)で除した数値

況

(一) 第一の四の1の(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、付録第二に定める算式によって算出した点数を求めること。

(二) 次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 第一の四の1の(七)のイに掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

ロ 第一の四の1の(七)のロに掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(三) 第一の四の1の(八)に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(四) 第一の四の1の(九)に掲げるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(五) 第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、別表第十の区分のいずれに該当するかを審査すること。

2

次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一) 第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が

定める算式によって算出した点数を求めること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2

次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一) 第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が

- 、別表第十二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 5 次に掲げる建設業の経理に関する状況
(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十一において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に應じて、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十七の区分のいずれに該当するかを審査すること。
 - 7 第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 8 第一の四の8に掲げる国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、エコアクション21による認証又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号による

- 、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 5 次に掲げる建設業の経理に関する状況
(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十一において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に應じて、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審査すること。
 - 7 第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - 8 第一の四の8に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格による登録の有無が、別表第十四の区分の欄のいずれ

る登録の有無が、別表第十九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(削る)

(削る)

別表第六 (第二の四の1の(七)のイ関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第七 (第二の四の1の(七)のロ関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)

に該当するかを審査すること。

9||

次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
(一) 第一の四の9の(一)に掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の9の(二)に掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

10||

第一の四の10に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第十七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(新設)

(新設)

1%未満	(2)
------	-----

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第八（第二の四の1のウのロ関係）

（新設）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分
10	(1)
9以上	10未満 (2)
8以上	9未満 (3)
7以上	8未満 (4)
6以上	7未満 (5)
5以上	6未満 (6)
4以上	5未満 (7)
3以上	4未満 (8)
2以上	3未満 (9)
1以上	2未満 (10)

1 未満

(1)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第九 (第二の四の1の㊦関係)

(新設)

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	区分
ゾラチナえるばし認定を取得	(1)
ゾラチナくるみん認定を取得	
区分(1)に非該当かつえるばし認定 (3段階目) を取得	(2)
区分(1)に非該当かつユースメール認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつえるばし認定 (2段階目) を取得	(3)
区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
区分(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるばし認定 (1段階目) を取得	(4)
取得無	(5)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第七 (第二の四の1の(十)関係)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	区分
全ての建設工事で実施	(1)
全ての公共工事で実施	(2)
該当無	(3)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十二 (第二の四の2関係)

(表 略)

別表第十二 (第二の四の2関係)

(表 略)

別表第十三 (第二の四の3関係)

(表 略)

別表第十四 (第二の四の4関係)

(表 略)

(新設)

別表第六 (第二の四の2関係)

(表 略)

別表第七 (第二の四の2関係)

(表 略)

別表第八 (第二の四の3関係)

(表 略)

別表第九 (第二の四の4関係)

(表 略)

別表第十五 (第二の四の五の(一)関係)
(表 略)

別表第十六 (第二の四の五の(二)関係)
(表 略)

別表第十七 (第二の四の六関係)
(表 略)

別表第十八 (第二の四の七関係)
(表 略)

別表第十九 (第二の四の八関係)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	区分
エコアクシヨンの21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(1)
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(2)
エコアクシヨンの21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	(3)
エコアクシヨンの21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	(4)
国際標準化機構第9001号の登録	(5)

別表第二十 (第二の四の五の(1)関係)
(表 略)

別表第二十一 (第二の四の五の(2)関係)
(表 略)

別表第二十二 (第二の四の六関係)
(表 略)

別表第二十三 (第二の四の七関係)
(表 略)

別表第二十四 (第二の四の八関係)

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	区分
第9001号及び第14001号の登録	(1)
第9001号の登録	(2)
第14001号の登録	(3)
無	(4)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

国際標準化機構第14001号の登録	(6)
エコアクション21の認証	(7)
該当無	(8)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(別る)

別表第七五 (第二の四の9の(一)関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(別る)

別表第七六 (第二の四の9の(二)関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)
1%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

(割る)

別表第七七 (第二の四の10関係)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分
10	(1)
9以上	10未満 (2)
8以上	9未満 (3)
7以上	8未満 (4)
6以上	7未満 (5)
5以上	6未満 (6)
4以上	5未満 (7)
3以上	4未満 (8)
2以上	3未満 (9)
1以上	2未満 (10)
1未満	(11)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第二十七 (第二の四の1の(ハ)のイ関係)
(表 略)

別表第二十八 (第二の四の10関係)
(表 略)

（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部改正）

第二条 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成十六年国土交通省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>第一 (略)</p> <p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 10 (略)</p> <p>11 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し</p> <p>12 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し</p> <p>13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)に基づく認定を取得していることを証する書面の写し</p> <p>14 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面</p>
改正前	<p>第一 (略)</p> <p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

15|| 22|| (略)

23|| エコアクション21により認証されていること又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号により登録されていることを証する書面の写し

(削る)

(削る)

24|| (略)

二 (略)

第三く第六 (略)

11|| 18|| (略)

19|| 国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されていることを証明する書面の写し

20|| 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し

21|| 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し

22|| (略)

二 (略)

第三く第六 (略)

附 則

- この告示は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件第一の三の1の(一)の改正規定は、公布の日から施行する。

○建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件

(平成二十年一月三十一日)

(国土交通省告示第八十五号)

改正	平成二二年一〇月一五日	国土交通省告示第一一七五号
	同 二四年 五月 一日	同 第五二三号
	同 二六年一〇月三十一日	同 第一〇五五号
	同 二八年 二月 一日	同 第二七一号
	同 二八年 八月 一日	同 第九一一号
	同 二九年一二月二六日	同 第一一九六号
	令和 二年 三月三十一日	同 第四九六号
	令和 三年 三月二六日	同 第二四六号
	令和 四年 八月十五日	同 第八二七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第三項の規定により、経営事項審査の項目及び基準を次のとおり定め、平成二十年四月一日から適用する。

なお、平成六年建設省告示第千四百六十一号は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一 経営規模

- 1 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事(「土木一式工事」についてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」についてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」についてはその内訳として「鋼橋上部工事」を含む。以下同じ。)の種類別年間平均完成工事高
- 2 審査基準日(経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。)の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額(貸借対照表における純資産合計の額をいう。以下同じ。)又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)
- 3 当期事業年度開始日の直前一年(以下「審査対象年」という。)における利払前税引前償却前利益(審査対象年の各事業年度(以下「審査対象事業年度」という。)における営業利益の額に審査対象事業年度における減価償却実施額(審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、

販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を加えた額)及び審査対象年開始日の直前一年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額(以下「平均利益額」という。)

二 経営状況

- 1 審査対象年における純支払利息比率(審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額を審査対象事業年度における売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 2 審査対象年における負債回転期間(基準決算における流動負債と固定負債の合計の額を審査対象事業年度における一月当たり売上高(売上高の額を十二で除した額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- 3 審査対象年における総資本売上総利益率(審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。)の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 4 審査対象年における売上高経常利益率(審査対象事業年度における経常利益(個人である場合においては事業主利益の額とする。)の額を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 5 基準決算における自己資本対固定資産比率(基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 6 基準決算における自己資本比率(基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- 7 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額(審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金増減額、売掛債権増減額、仕入債務増減額、棚卸資産増減額及び受入金増減額を加減したものを一億で除して得た数値をいう。)及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
- 8 基準決算における利益剰余金の額(基準決算における利益剰余金の額を一億で除して得た数値をいう。)

三 技術力

- 1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二までとする。)

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技

術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。)

- (二) 建設業法第十五条第二号イに該当する者であって、(一)に掲げる者以外の者
- (三) 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十八条第一号又第二号に掲げる者であって、(一)及び(二)に掲げる者以外の者
- (四) 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の三第二項第二号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であって(一)から(三)までに掲げる者以外の者
- (五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第五号の登録を受けた試験をいう。)若しくは登録解体工事試験(同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受けた試験をいう。)に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であって(一)から(四)までに掲げる者以外の者
- (六) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号ハに該当する者で(一)から(五)までに掲げる者以外の者

- 2 当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。)について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高

四 その他の審査項目(社会性等)

- 1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
 - (一) 審査基準日における雇用保険加入の有無(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出を行っているか否かをいう。)
 - (二) 審査基準日における健康保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十四条の規定による届出を行っているか否かをいう。)
 - (三) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五

号)第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。)

(四) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)

(五) 審査基準日における退職一時金制度導入の有無(労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第八十九条第一項第三号の二の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第二項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。)又は審査基準日における企業年金制度導入の有無(厚生年金保険法第九章第一節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)附則第二十条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金の導入を行っているか否かをいう。)

(六) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無(公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十七条の二第一項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第九条の六の二第一項又は同法第九条の九第五項において準用する第九条の六の二第一項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)

(七) 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 若年技術職員(満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。)の継続的な育成及び確保の状況(審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。)

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況(審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の一パーセント以上であるか否かをいう。)

(八) 次に掲げる審査対象年又は審査基準日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する

建設工事に従事する者の取組の状況

イ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前一年間に、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者（以下「技術者」という。）が取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（別表第十八において「CPD認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、別表十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値をいう。）の合計数を、技術者の数（付録第三において「技術者数」という。）で除した数値

ロ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数（付録第三において「技能者数」という。）で除した数値

(九) 次に掲げる審査基準日におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)、プラチナえるぼし認定の取得状況

ロ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づくくるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定の取得状況

ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に基づくユースエー

ル認定の取得状況

- (十) 審査基準日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（審査基準日(令和五年八月十四日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った日本国内における建設工事のうち、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下「軽微な工事等」という。）以外の全ての建設工事又は軽微な工事等以外の全ての公共工事（同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。）において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）上に蓄積するために必要な措置を実施したか否かをいう。）

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

- (一) 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。)
- (二) 審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無(平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。)

3 審査基準日における防災協定締結の有無

- 4 審査対象年における法令遵守の状況(建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがあるか否かをいう。)

5 次に掲げる審査基準日における建設業の経理に関する状況

- (一) 監査の受審状況(会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。)
- (二) 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数
- イ 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イに該当する者、登録経理試験（建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する試験をいう。ロにおいて同じ。）の一級試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経

過しないもの、登録経理講習（建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ハに規定する講習をいう。ロにおいて同じ。）の二級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和二年国土交通省告示第千六十号）第一号、第三号又は第五号に掲げる者

ロ 登録経理試験の二級試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の二級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和二年国土交通省告示第千六十号）第二号又は第四号に掲げる者であって、イに掲げる者以外の者

- 6 審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額(以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。)
- 7 審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第十三条第三項第三十四号に規定する作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表七第四号に掲げる締固め用機械及び同表第六号に掲げる解体用機械の合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)
- 8 次に掲げる審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限定されているものは除く。）
 - (一) エコアクション21による認証の状況
 - (二) 国際標準化機構第九〇〇一号による登録の状況
 - (三) 国際標準化機構一四〇〇一号による登録の状況

第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 経営規模に係る審査の基準

- 1 第一の一の1に掲げる当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、そのいずれかの額が、別表第一の区分の欄のいずれに該当するかを、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに審査すること。
- 2 第一の一の2に掲げる基準決算における自己資本の額又は平均自己資本額については、そのいずれかの額が別表第二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 3 第一の一の3に掲げる平均利益額については、その額が別表第三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

二 経営状況に係る審査の基準

第一の二に掲げる比率等については、付録第一に定める算式によって算出した点数を求めること。ただし、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した企業集団に属する会社のうち子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。)第八条第三項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)については、親会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。)の提出する連結財務諸表(一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下この号において同じ。)に基づき審査するものとする。

- (一) 親会社が会計監査人設置会社であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - イ 有価証券報告書提出会社である場合においては、子会社との関係において、財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - ロ 有価証券報告書提出会社以外の場合においては、子会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているものであること。
- (二) 子会社が次に掲げる要件のいずれにも該当する建設業者であること。
 - イ 売上高が企業集団の売上高の百分の五以上を占めているものであること。
 - ロ 単独で審査した場合の経営状況の評点が、親会社の提出する連結財務諸表を用いて審査した場合の経営状況の評点の三分の二以上であるものであること。

三 技術力に係る審査の基準

- 1 第一の三の1に掲げる審査基準日における技術職員の数については、審査基準日における許可を受けた建設業の種類別の同号の1の(一)から(六)に掲げる者の数に、同号の1の(一)に掲げる者の数にあつては六を、同号の1の(二)に掲げる者の数にあつては五を、同号の1の(三)に掲げる者の数にあつては四を、同号の1の(四)に掲げる者の数にあつては三を、同号の1の(五)に掲げる者の数

にあつては二を、同号の1の(六)に掲げる者の数にあつては一をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値(別表第四において「技術職員数値」という。)を許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、これらが、別表第四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

- 2 第一の三の2に掲げる当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表第五の区分の欄のいずれに該当するかを、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに審査すること。ただし、第一の一の1において当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高について選択した基準と同一の基準とすること。

四 その他の審査項目(社会性等)に係る審査の基準

1 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

(一) 第一の四の1の(一)から(六)に掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、付録第二に定める算式によって算出した点数を求めること。

(二) 次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

イ 第一の四の1の(七)のイに掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

ロ 第一の四の1の(七)のロに掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(三) 第一の四の1の(八)に掲げる知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、付録第三に定める算式によって算出した数値が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(四) 第一の四の1の(九)に掲げるワークライフバランスに関する取組の状況については、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(五) 第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、別表第十の区分のいずれに該当するかを審査すること。

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

(一) 第一の四の2の(一)に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の2の(二)に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が、別表第十二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

- 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 5 次に掲げる建設業の経理に関する状況
 - (一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
 - (二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十六において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十七の区分のいずれに該当するかを審査すること。
- 7 第一の四の7に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。
- 8 第一の四の8に掲げる国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、エコアクション21による認証又は国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格による登録の有無が、別表第十九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

附 則

- 一 建設業法第十五条第二号イに該当する者のうち、当期事業年度開始日の直前五年以内であって平成十六年二月二十九日以前に交付された資格者証を所持しているもの、及び当期事業年度開始日の直前五年以内かつ平成十六年二月二十九日以前に指定講習(平成十五年六月十八日改正前の建設業法第二十七条の十八第四項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。)を受講した者であって平成十六年三月一日以降に交付された資格者証を所持しているものについては、第一の三の1の(一)に掲げる者に該当するものとみなす。
- 二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域(以下「協定適用国等」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用に

については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1 第二の三の1の規定の適用については、同号中「1の(一)に掲げる者の数」とあるのは「1の(一)に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「1の(二)に掲げる者の数」とあるのは「1の(二)に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「1の(三)に掲げる者の数」とあるのは「1の(三)に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「1の(四)に掲げる者の数」とあるのは「1の(四)に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「1の(五)に掲げる者の数」とあるのは「1の(五)に掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

2 第二の四の1の規定の適用については、付録第二中「しているとされたものの数」とあるのは「しているとされたもの(これらの各項目について加入又は導入をしている場合と同等の場合であると国土交通大臣が認定した場合における当該認定した項目を含む。)の数」とする。

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び協定適用国等において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(一)の適用については、第二の四の5の(一)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(二)の適用については、第二の四の5の(二)中「同号の5の(二)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(二)のロに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 第二の四の6の適用については、同号中「当該金額」とあるのは「当該金額及びこれと同等のものとして国土交通大臣が認定した額の合計額」とする。

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目(第一の四の1の(一)から(三)まで、3及び4に掲げる項目を除く。)については、国土交通大臣が当該企業集団について認定した数値をもって当該各項目の数値として審査するものとする。

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって協定適用国等に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) 当該外国建設業者の属する企業集団に財務諸表の連結その他の密接な関係があること。

四 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者であって、国土交通大臣が次に掲げる要件

のいずれにも適合するものとして認定した企業集団に属するものについては、国土交通大臣が当該企業集団について認定した数値等をもって、第一に掲げる各項目の数値等として審査するものとする。

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社(以下単に「親会社」という。)とその子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)からなる企業集団であること。

(二) 親会社が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること。

(三) 企業集団を構成する建設業者が主として営む建設業の種類がそれぞれ異なる等相互の機能分化が相当程度なされていると認められること。

五 一の建設業者の経営事項審査において四の規定により認定した数値等をもって審査が行われた場合にあっては、当該建設業者の属する企業集団に属する他の建設業者は、当該数値等をもって経営事項審査の申請を行うことはできないものとする。

六 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者であって、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した企業集団に属するものについては、国土交通大臣が当該企業集団に属する建設業者について認定した数値をもって、第一の三の1に掲げる技術職員数及び第一の四の5の(二)に掲げる職員の数として審査するものとする。

(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

(二) 親会社が次のいずれにも該当するものであること。

イ 親会社が子会社の発行済株式の総数を有する者であること。

ロ 金融商品取引法第二十四条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること。

ハ 経営事項審査を受けていない者であること。

ニ 主として企業集団全体の経営管理を行うものであること。

(三) 子会社が建設業者であること。

七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であって、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

(一) 経営事項審査を受けていない者であること。

(二) 主たる事業として建設業を営む者であること。

(平二四国交告五二三・一部改正)

附 則 (平成二二年一〇月一五日国土交通省告示第一一七五号)

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年五月一日国土交通省告示第五二三号）

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月三十一日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一日国土交通省告示第二七一号）

- 1 この告示は、建設業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。
- 2 この告示による改正後の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件は、平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号)により改正された建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)様式第二十五号の十一別紙二記載要領6のとび・土工工事業・解体工事業(経過措置)に関する経営事項審査について準用する。この場合において、とび・土工工事業又は解体工事業に従事する技術職員は、とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)に従事する技術職員とみなすほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一の一の1	許可を受けた建設業に係る建設工事(「土木一式工事」についてはその内訳として「プレストレスト・コンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」についてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」についてはその内訳として「鋼橋上部工事」を含む。以下同じ。)の種類別	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の
第一の三の1	審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の	審査基準日におけるとび・土工工事業及び解体工事業に従事する職員のうち次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数

	種類の数は一まで(平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工工事業、解体工事業及びその他の一種類をあわせた三まで)とする。)	
第一の三の2、別表第一、別表第五	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の
第二の一の1	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の年間平均完成工事高
第二の一の1、第二の三の2	いずれに該当するかを、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに審査すること。	いずれに該当することを審査すること。
第二の三の1	許可を受けた建設業の種類別の 許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、これらが、	とび・土工工事業及び解体工事業の 求め、
第二の三の2	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の年間平均元請完成工事高

附 則 (平成二八年八月一日国土交通省告示第九一一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二六日国土交通省告示第一一九六号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日国土交通省告示第四九六号)

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第二四六号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年八月十五日国土交通省告示第八二七号)

この告示は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一の三の1の(一)の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一(第二の一の1関係)

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	区分
1,000億円以上	(1)
800億円以上 1,000億円未満	(2)
600億円以上 800億円未満	(3)
500億円以上 600億円未満	(4)
400億円以上 500億円未満	(5)
300億円以上 400億円未満	(6)
250億円以上 300億円未満	(7)
200億円以上 250億円未満	(8)
150億円以上 200億円未満	(9)
120億円以上 150億円未満	(10)
100億円以上 120億円未満	(11)
80億円以上 100億円未満	(12)
60億円以上 80億円未満	(13)
50億円以上 60億円未満	(14)
40億円以上 50億円未満	(15)
30億円以上 40億円未満	(16)
25億円以上 30億円未満	(17)
20億円以上 25億円未満	(18)
15億円以上 20億円未満	(19)
12億円以上 15億円未満	(20)
10億円以上 12億円未満	(21)
8億円以上 10億円未満	(22)
6億円以上 8億円未満	(23)
5億円以上 6億円未満	(24)
4億円以上 5億円未満	(25)
3億円以上 4億円未満	(26)

2億5,000万円以上	3億円未満	(27)
2億円以上	2億5,000万円未満	(28)
1億5,000万円以上	2億円未満	(29)
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	(30)
1億円以上	1億2,000万円未満	(31)
8,000万円以上	1億円未満	(32)
6,000万円以上	8,000万円未満	(33)
5,000万円以上	6,000万円未満	(34)
4,000万円以上	5,000万円未満	(35)
3,000万円以上	4,000万円未満	(36)
2,500万円以上	3,000万円未満	(37)
2,000万円以上	2,500万円未満	(38)
1,500万円以上	2,000万円未満	(39)
1,200万円以上	1,500万円未満	(40)
1,000万円以上	1,200万円未満	(41)
1,000万円未満		(42)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第二(第二の一の2関係)

自己資本の額又は平均自己資本額	区分	
3,000億円以上	(1)	
2,500億円以上	3,000億円未満	(2)
2,000億円以上	2,500億円未満	(3)
1,500億円以上	2,000億円未満	(4)
1,200億円以上	1,500億円未満	(5)
1,000億円以上	1,200億円未満	(6)
800億円以上	1,000億円未満	(7)
600億円以上	800億円未満	(8)
500億円以上	600億円未満	(9)
400億円以上	500億円未満	(10)

300億円以上	400億円未満	(11)
250億円以上	300億円未満	(12)
200億円以上	250億円未満	(13)
150億円以上	200億円未満	(14)
120億円以上	150億円未満	(15)
100億円以上	120億円未満	(16)
80億円以上	100億円未満	(17)
60億円以上	80億円未満	(18)
50億円以上	60億円未満	(19)
40億円以上	50億円未満	(20)
30億円以上	40億円未満	(21)
25億円以上	30億円未満	(22)
20億円以上	25億円未満	(23)
15億円以上	20億円未満	(24)
12億円以上	15億円未満	(25)
10億円以上	12億円未満	(26)
8億円以上	10億円未満	(27)
6億円以上	8億円未満	(28)
5億円以上	6億円未満	(29)
4億円以上	5億円未満	(30)
3億円以上	4億円未満	(31)
2億5,000万円以上	3億円未満	(32)
2億円以上	2億5,000万円未満	(33)
1億5,000万円以上	2億円未満	(34)
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	(35)
1億円以上	1億2,000万円未満	(36)
8,000万円以上	1億円未満	(37)
6,000万円以上	8,000万円未満	(38)
5,000万円以上	6,000万円未満	(39)
4,000万円以上	5,000万円未満	(40)
3,000万円以上	4,000万円未満	(41)

2,500万円以上	3,000万円未満	(42)
2,000万円以上	2,500万円未満	(43)
1,500万円以上	2,000万円未満	(44)
1,200万円以上	1,500万円未満	(45)
1,000万円以上	1,200万円未満	(46)
1,000万円未満		(47)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第三(第二の一の3関係)

平均利益額	区分	
300億円以上	(1)	
250億円以上	300億円未満	(2)
200億円以上	250億円未満	(3)
150億円以上	200億円未満	(4)
120億円以上	150億円未満	(5)
100億円以上	120億円未満	(6)
80億円以上	100億円未満	(7)
60億円以上	80億円未満	(8)
50億円以上	60億円未満	(9)
40億円以上	50億円未満	(10)
30億円以上	40億円未満	(11)
25億円以上	30億円未満	(12)
20億円以上	25億円未満	(13)
15億円以上	20億円未満	(14)
12億円以上	15億円未満	(15)
10億円以上	12億円未満	(16)
8億円以上	10億円未満	(17)
6億円以上	8億円未満	(18)
5億円以上	6億円未満	(19)
4億円以上	5億円未満	(20)

3億円以上	4億円未満	(21)
2億5,000万円以上	3億円未満	(22)
2億円以上	2億5,000万円未満	(23)
1億5,000万円以上	2億円未満	(24)
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	(25)
1億円以上	1億2,000万円未満	(26)
8,000万円以上	1億円未満	(27)
6,000万円以上	8,000万円未満	(28)
5,000万円以上	6,000万円未満	(29)
4,000万円以上	5,000万円未満	(30)
3,000万円以上	4,000万円未満	(31)
2,500万円以上	3,000万円未満	(32)
2,000万円以上	2,500万円未満	(33)
1,500万円以上	2,000万円未満	(34)
1,200万円以上	1,500万円未満	(35)
1,000万円以上	1,200万円未満	(36)
1,000万円未満		(37)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第四(第二の三の1関係)

技術職員数値	区分
15,500以上	(1)
11,930以上	15,500未満 (2)
9,180以上	11,930未満 (3)
7,060以上	9,180未満 (4)
5,430以上	7,060未満 (5)
4,180以上	5,430未満 (6)
3,210以上	4,180未満 (7)
2,470以上	3,210未満 (8)
1,900以上	2,470未満 (9)

1,460以上	1,900未満	(10)
1,130以上	1,460未満	(11)
870以上	1,130未満	(12)
670以上	870未満	(13)
510以上	670未満	(14)
390以上	510未満	(15)
300以上	390未満	(16)
230以上	300未満	(17)
180以上	230未満	(18)
140以上	180未満	(19)
110以上	140未満	(20)
85以上	110未満	(21)
65以上	85未満	(22)
50以上	65未満	(23)
40以上	50未満	(24)
30以上	40未満	(25)
20以上	30未満	(26)
15以上	20未満	(27)
10以上	15未満	(28)
5以上	10未満	(29)
5未満		(30)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第五(第二の三の2関係)

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	区分	
1,000億円以上	(1)	
800億円以上	1,000億円未満	(2)
600億円以上	800億円未満	(3)
500億円以上	600億円未満	(4)
400億円以上	500億円未満	(5)

300億円以上	400億円未満	(6)
250億円以上	300億円未満	(7)
200億円以上	250億円未満	(8)
150億円以上	200億円未満	(9)
120億円以上	150億円未満	(10)
100億円以上	120億円未満	(11)
80億円以上	100億円未満	(12)
60億円以上	80億円未満	(13)
50億円以上	60億円未満	(14)
40億円以上	50億円未満	(15)
30億円以上	40億円未満	(16)
25億円以上	30億円未満	(17)
20億円以上	25億円未満	(18)
15億円以上	20億円未満	(19)
12億円以上	15億円未満	(20)
10億円以上	12億円未満	(21)
8億円以上	10億円未満	(22)
6億円以上	8億円未満	(23)
5億円以上	6億円未満	(24)
4億円以上	5億円未満	(25)
3億円以上	4億円未満	(26)
2億5,000万円以上	3億円未満	(27)
2億円以上	2億5,000万円未満	(28)
1億5,000万円以上	2億円未満	(29)
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	(30)
1億円以上	1億2,000万円未満	(31)
8,000万円以上	1億円未満	(32)
6,000万円以上	8,000万円未満	(33)
5,000万円以上	6,000万円未満	(34)
4,000万円以上	5,000万円未満	(35)
3,000万円以上	4,000万円未満	(36)

2,500万円以上	3,000万円未満	(37)
2,000万円以上	2,500万円未満	(38)
1,500万円以上	2,000万円未満	(39)
1,200万円以上	1,500万円未満	(40)
1,000万円以上	1,200万円未満	(41)
1,000万円未満		(42)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第六(第二の四の1の(七)のイ関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第七(第二の四の1の(七)のロ関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)
1%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第八(第二の四の1の(八)関係)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	区分	
10	(1)	
9以上	10未満	(2)
8以上	9未満	(3)
7以上	8未満	(4)
6以上	7未満	(5)
5以上	6未満	(6)
4以上	5未満	(7)

3以上	4未満	(8)
2以上	3未満	(9)
1以上	2未満	(10)
1未満		(11)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第九（第二の四の1の（九）関係）

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	区分
プラチナえるぼし認定を取得	(1)
プラチナくるみん認定を取得	
区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	(2)
区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	(3)
区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	(4)
取得無	(5)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところとする。

別表第十（第二の四の1の（十）関係）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	区分
全ての建設工事で実施	(1)
全ての公共工事で実施	(2)
該当せず	(3)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる

別表第十一(第二の四の2関係)

営業年数	区分
------	----

35年以上	(1)
34年	(2)
33年	(3)
32年	(4)
31年	(5)
30年	(6)
29年	(7)
28年	(8)
27年	(9)
26年	(10)
25年	(11)
24年	(12)
23年	(13)
22年	(14)
21年	(15)
20年	(16)
19年	(17)
18年	(18)
17年	(19)
16年	(20)
15年	(21)
14年	(22)
13年	(23)
12年	(24)
11年	(25)
10年	(26)
9年	(27)
8年	(28)
7年	(29)
6年	(30)
5年以下	(31)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十二(第二の四の2関係)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	区分
無	(1)
有	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十三(第二の四の3関係)

防災協定締結の有無	区分
有	(1)
無	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十四(第二の四の4関係)

法令遵守の状況	区分
無	(1)
指示をされた場合	(2)
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	(3)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十五(第二の四の5の(1)関係)

監査の受審状況	区分
会計監査人の設置	(1)
会計参与の設置	(2)
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	(3)
無	(4)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十六(第二の四の5の(二)関係)

年間平均完成工事高	区分	項目	公認会計士等数値					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
600億円以上			13.6以上	10.8以上	7.2以上	5.2以上	2.8以上	2.8未満
			13.6未満	10.8未満	7.2未満	5.2未満		
150億円以上			8.8以上	6.8以上	4.8以上	2.8以上	1.6以上	1.6未満
600億円未満			8.8未満	6.8未満	4.8未満	2.8未満		
40億円以上			4.4以上	3.2以上	2.4以上	1.2以上	0.8以上	0.8未満
150億円未満			4.4未満	3.2未満	2.4未満	1.2未満		
10億円以上			2.4以上	1.6以上	1.2以上	0.8以上	0.4以上	0.4未満
40億円未満			2.4未満	1.6未満	1.2未満	0.8未満		
1億円以上			1.2以上	0.8以上	0.4以上	—	—	0
10億円未満			1.2未満	0.8未満				
1億円未満			0.4以上	—	—	—	—	0

別表第十七(第二の四の6関係)

平均研究開発費の額	区分	
100億円以上	(1)	
75億円以上	100億円未満	(2)
50億円以上	75億円未満	(3)
30億円以上	50億円未満	(4)
20億円以上	30億円未満	(5)
19億円以上	20億円未満	(6)
18億円以上	19億円未満	(7)
17億円以上	18億円未満	(8)
16億円以上	17億円未満	(9)
15億円以上	16億円未満	(10)
14億円以上	15億円未満	(11)

13億円以上	14億円未満	(12)
12億円以上	13億円未満	(13)
11億円以上	12億円未満	(14)
10億円以上	11億円未満	(15)
9億円以上	10億円未満	(16)
8億円以上	9億円未満	(17)
7億円以上	8億円未満	(18)
6億円以上	7億円未満	(19)
5億円以上	6億円未満	(20)
4億円以上	5億円未満	(21)
3億円以上	4億円未満	(22)
2億円以上	3億円未満	(23)
1億円以上	2億円未満	(24)
5,000万円以上	1億円未満	(25)
5,000万円未満		(26)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十八(第二の四の7関係)

建設機械の所有及びリース台数	区分
15台以上	(1)
14台	(2)
13台	(3)
12台	(4)
11台	(5)
10台	(6)
9台	(7)
8台	(8)
7台	(9)
6台	(10)
5台	(11)

4台	(12)
3台	(13)
2台	(14)
1台	(15)
0台	(16)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十九(第二の四の8関係)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	区分
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001の登録	(1)
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	(2)
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	(3)
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	(4)
国際標準化機構第9001号の登録	(5)
国際標準化機構第14001号の登録	(6)
エコアクション21の認証	(7)
該当無	(8)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第二十(第二の四の1の(八)のイ関係)

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25

土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

付録第一

算式

$$\begin{aligned} \text{経営状況点数 (A)} = & \\ & -0.4650 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4 \\ & + 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906 \end{aligned}$$

X₁は、純支払利息比率

X₂は、負債回転期間

X₃は、総資本売上総利益率

X₄は、売上高経常利益率

X₅は、自己資本対固定資産比率

X₆は、自己資本比率

X₇は、営業キャッシュ・フロー

X₈は、利益剰余金

備考

経営状況の評点の算出については、別途通知により定めるところによる。

付録第二

算式

$$Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$$

Y_1 は、第一の四の1の(四) から(六)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数

Y_2 は、第一の四の1の(一)から (三)までの各項目のうち加入をしていないとされたものの数

付録第三

算式

$$\frac{Z_1}{Z_1+Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1+Z_2} \times Z_4$$

Z_1 の数值は、技術者数。

Z_2 の数值は、技能者数。

Z_3 の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数值が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z_4 の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数（以下「控除対象者数」という。）を除いた数で除した数值を百分率で表した数值が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとして審査する。また、技能者数から控除対象者を除いた数值が0である場合、 Z_4 の数值は0として審査する。

○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件(平成十六年国土交通省告示第四百八十二号)

(平成十六年四月十九日)

(国土交通省告示第四百八十二号)

改正	平成一八年	三月三〇日	国土交通省告示第	四一七号	
	同	二〇年	一月三一日	同	第八六号
	同	二一年	二月一二日	同	第一五七号
	同	二二年	一二月二八日	同	第一五四六号
	同	二六年	一〇月三一日	同	第一〇五四号
	令和	三年	三月三一日	同	第二八五号
	同	四年	八月一五日	同	第八二七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、国土交通大臣に対してする経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

第一 申請の時期

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除き、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由都道府県知事」という。）により公示された日において、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受け付けるものとする。

第二 申請の方法

一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。

一 提出書類

イ 申請書及び添付書類

次に掲げる書面とする。但し、規則の規定により提出を要しないものとされた場合にあつては、この限りではない。

- 1 規則別記様式第二十五号の十四による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
- 2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書
- 3 規則別記様式第二十五号の十三による経営状況分析結果通知書

ロ 確認書類

申請者が次に掲げる書類を有する場合にあっては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあっては、これに準ずる書類とする。

- 1 審査対象営業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写し
- 2 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し
- 3 法人税申告書別表（別表十六(一)及び(二)）の写し並びに規則別記様式第十五号及び第十六号による貸借対照表及び損益計算書の写し
- 4 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収税額を通知する書面の写し
- 5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類
 - (1) 検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し
 - (2) 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - (3) 継続雇用制度の適用を受けている職員についてはそれを証明する書面及び同制度について定めた労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し
- 6 労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し
- 7 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し
- 8 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）の写し
- 9 中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し
- 10 企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であって、次に掲げるいずれかの書類
 - (1) 厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職金年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面又

は資産管理運用機関との間の契約書の写し

(2) 公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十七条の二第一項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第九条の六の二第一項又は同法第九条の九第五項において準用する第九条の六の二第一項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し¹⁰ (財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し

- 11 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し
- 12 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し
- 13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)に基づく認定を取得していることを証する書面の写し
- 14 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面
- 15 審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し
- 16 審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し
- 17 防災協定書の写し(申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合にあっては、当該団体への加入を証明する書類及び防災活動に対し一定の役割を果

たすことを証明する書類)

- 18 有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は建設業の経理実務の責任者のうち建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）第一の四の5の(二)のイに掲げる者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの
- 19 規則別記様式第二十五号の九による登録経理試験の合格証の写し、平成十七年度までに実施された建設業経理事務士検定試験の1級試験若しくは2級試験の合格証の写し又は規則別記様式第二十五号の十による登録経理講習の修了証の写し
- 20 規則別記様式第十七号の二による注記表の写し
- 21 建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し
- 22 建設機械に係る特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証の写し
- 23 エコアクション21により認証されていること又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号により登録されていることを証する書面の写し
- 24 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分
 - (1) 氏名、生年月日及び年齢
 - (2) 職種
 - (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による年金及び雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）による雇用保険の加入等の状況

二 提出の方法

經由都道府県知事に提出するものとする。

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料の納付方法

経営規模等評価の申請に係る手数料については、八千百円に審査対象建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額を、総合評定値の請求に係る手数料については、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額を収

入印紙により納付するものとする。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十五により通知するものとする。

第五 再審査の方法

- 一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を国土交通大臣に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

イ 規則別記様式第二十五号の十四による経営規模等評価再審査申立書

ロ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ハ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類

- 二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を申請者の経由都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

イ 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

ロ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第六 この公示に関する問合せ先

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局及び北海道開発局建設業担当課

附 則 （平成一八年三月三〇日国土交通省告示第四一七号）

この告示は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一月三十一日国土交通省告示第八六号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年二月一二日国土交通省告示第一五七号）

この告示は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 （平成二二年一二月二八日国土交通省告示第一五四六号）
この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年一〇月三一日国土交通省告示第一〇五四号）
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日国土交通省告示第二八五号）
この告示は令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年八月一五日国土交通省告示第八二七号）
この告示は令和五年一月一日から施行する。（略）

国 不 建 第 2 3 8 号
令 和 4 年 8 月 1 5 日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示」（令和4年国土交通省告示第224号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、令和5年1月1日から適用する。

ただし、Iの2の（1）のロの①の改正については、発出の日から適用する。

以上

国 総 建 第 269 号
平成 20 年 1 月 31 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

公共工事の発注における企業評価の物差しである経営事項審査の評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。

このため、今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第267号をもって、建設流通政策審議官から今般の改正の主要な内容について通知されたところである。

これらを踏まえ、従来の経営事項審査の事務取扱いを見直すこととした。その内容は上掲の省令、告示の施行に伴うもののほか、各項目の評点幅、評点算出方法を見直したこと等である。

今後標記の件については、建設業法、同法に基づく命令及び関連通知によるほか、下記により取扱われたい。ただし、本通知による事務取扱いは、平成20年4月1日より適用する。

なお、平成18年7月7日付け国土交通省国総建第129号をもって通知した「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」は平成20年3月31日限り廃止する。

記

- I 次の各号に掲げる事務の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、特に定めのある場合を除き、審査に用いる額については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第15号から別記様式第19号までに記載された千円単位をもって表示した額（ただし、会社法第2条第1項に規定する大会社が百万円単位をもって表示した場合は、百万円未満の単位については0として計算する。）とし、審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間については、これを切り上げる。）とする。

1 経営規模について（告示第一の一関係）

（1） 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について

イ 種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。

ハ 契約後VE（主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。）による公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出することとする。

ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができるものとする。

ホ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。

ヘ 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、別記様式第1号に記載するものとする。

① 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者

- ② 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとする者
- ト 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとする。

直前二年の場合

$$\frac{(A \text{における完成工事高の合計額}) + (B \text{における完成工事高}) \times 24 \text{か月} - A \text{に含まれる月数}}{B \text{に含まれる月数}}$$

- A・・・当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度
 B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前三年の場合

$$\frac{(A \text{における完成工事高の合計額}) + (B \text{における完成工事高}) \times 36 \text{か月} - A \text{に含まれる月数}}{B \text{に含まれる月数}}$$

- A・・・当期事業年度開始日の直前3年の間に開始する各事業年度
 B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

チ 次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

- ① 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者
- ② 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であつて、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむをえない事情により連続していない場合を除く。）
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること

iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

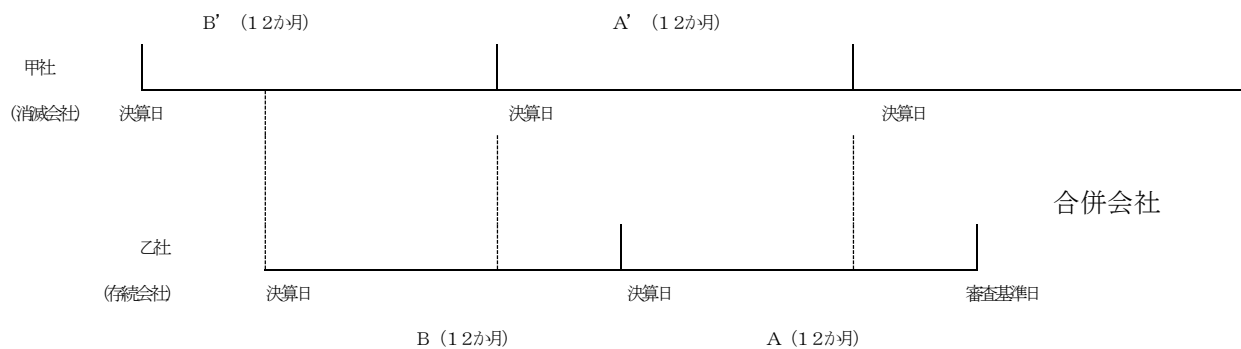
リ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。）又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

合併の場合（直前2年）

$$\frac{(A、B及びA'の完成工事高) + (B'における完成工事高) \times Bの始期からB'の終期にいたる月数}{B'に含まれる月数(12月)}$$

$$= \text{直前2年の完成工事高}$$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）

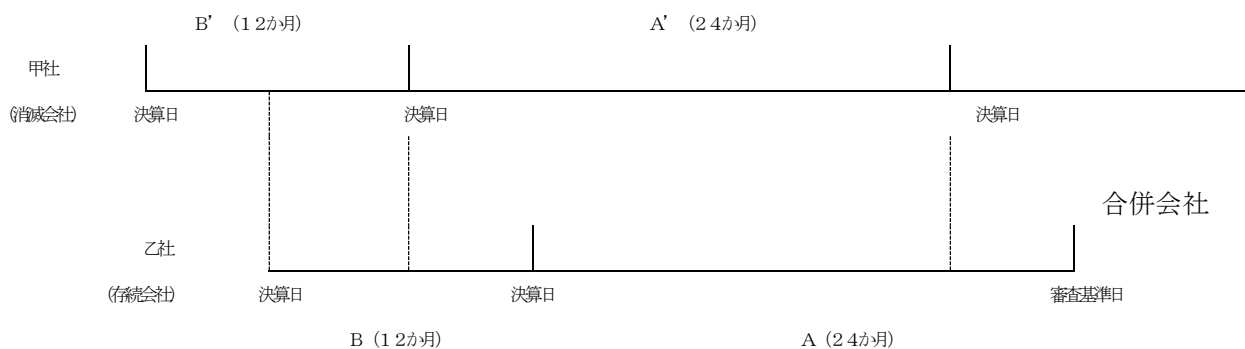


合併の場合（直前3年）

$$\frac{(A、B及びA'の完成工事高) + (B'における完成工事高) \times Bの始期からB'の終期にいたる月数}{B'に含まれる月数(12月)}$$

$$= \text{直前3年の完成工事高}$$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



譲り受ける場合（直前2年）

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

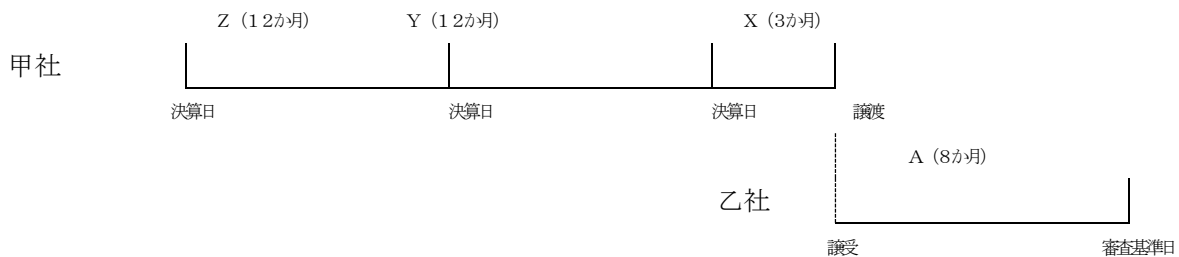
(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

24か月 - A、X及びYに含まれる月数

Zに含まれる月数（12月）

=直前2年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合（直前3年）

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

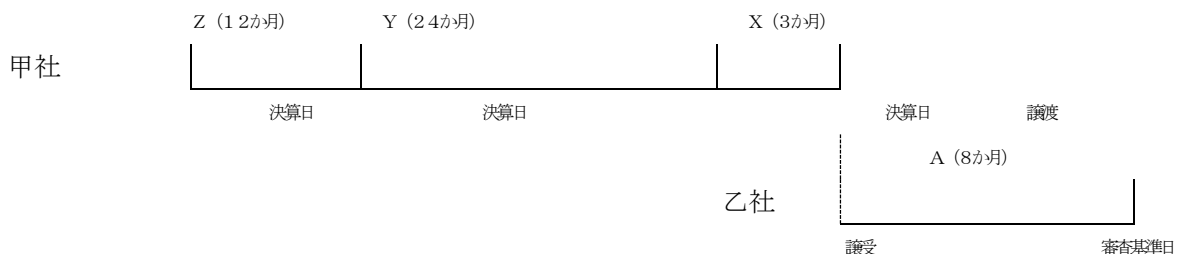
(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

36か月 - A、X及びYに含まれる月数

Zに含まれる月数（12月）

=直前3年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



又 トに掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、当該直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度の審査対象建

設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計額を2（又は3）で除して得た額を年間平均完成工事高とする。

(2) 自己資本額について

自己資本の額は、審査基準日（申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における純資産合計の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額（基準決算の直前の事業年度の計算書類を平成18年7月7日国土交通省令第76号で改正前の規則（以下、旧省令という。）に基づき作成している場合は、純資産を資本と読み替える。以下同じ。）の平均の額とし、その額をもって審査する。ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなして審査する。

(3) 平均利益額について

イ 営業利益の額は、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額とする。

ロ 減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。

ハ 利払前税引前償却前利益は、営業利益の額に減価償却実施額を加えた額とする。

ニ 平均利益額の審査は、審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益及び審査対象年開始日の直前1年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における利払前税引前償却前利益の平均の額をもって行うものとする。

ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなして審査する。

ホ 事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における平均利益額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第

2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

① 建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「一級技術者」という。）であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの（同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限る。以下「一級監理受講者」という。）

② 一級技術者であって一級監理受講者以外の者

③ 令第28条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者（以下「監理技術者補佐」という）

④ 基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者及び監理技術者補佐以外の者

⑤ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）又は登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル4技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）

⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者、レベル4技能者及び二級技術者以外の者（以下「その他の技術者」という。）

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であつ

て一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、監理技術者補佐の数に4を乗じ、基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者及び監理技術者補佐以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二までとする。

(2) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について

イ 種類別年間平均元請完成工事高は、当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った完成工事高の種類別年間平均元請完成工事高とする。

ただし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合には、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高とし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合には、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高を審査するものとする。

ロ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、1の(1)の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高と同様の取扱いとする。

3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）

(1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

イ 雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第106号）に基づき労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、労働者が1人も雇用されていない場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

ロ 健康保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険の被保険者になったことについて、日本年金機構又は各健康保険組合に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出して

いない場合をいう。)に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

- ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法(昭和29年法律第105号)に基づき被保険者(常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。)を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合(被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。)に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

- ニ 建設業退職金共済制度は、審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結(下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。)をしている場合(正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。)に、加点して審査するものとする。

- ホ 退職一時金制度又は企業年金制度は、次に掲げるいずれかに該当する場合に加点して審査するものとする。

① 独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約(独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。)が締結されている場合又は退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則(同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。)の定めがある場合

② 厚生年金基金(厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。)が設立されている場合、法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約(事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。)が締結されている場合、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金(事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。)が導入されている場合又は確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金(厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。)が導入されている場合

へ 法定外労働災害補償制度は、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

ト 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

① 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に、加点して審査する。

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に、加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するにあたって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

チ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況は、審査対象年又は審査基準日以前3年間における取組の状況について、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

① 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のう

ち、建設業法第7条第2号イからハまで若しくは同法第15条第2号イからハまでに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。）の数とする。

- ② 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であつて、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。）の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数とする。
- ③ Aは、④に規定するCPD単位取得数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（以下「CPD認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする）をいう。）の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定され

た単位をもとに CPD 単位取得数を算出するものとする。

- ⑤ Bは、⑥に規定する技能レベル向上者数を技能者数から⑦に規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が 1.5%未満の場合は0、1.5%以上 3%未満の場合は1、3%以上 4.5%未満の場合は2、4.5%以上 6%未満の場合は3、6%以上 7.5%未満の場合は4、7.5%以上 9%の場合は5、9%以上 10.5%未満の場合は6、10.5%以上 12%未満の場合は7、12%以上 13.5%未満の場合は8、13.5%以上 15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

- ⑥ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- ⑦ 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

リ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

ヌ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

- ① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づく行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下、「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいう。

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設

キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

① 建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

② 営業休止(建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。)の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。

③ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、I 1(1)チ②若しくは③に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

(3) 防災協定締結の有無について

防災協定締結の有無については、審査基準日において、(1)ヌ①に定める防災協定を締結している場合に、加点して審査する。

なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) 法令遵守の状況について

法令遵守の状況については、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示

をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減点して審査するものとする。

(5) 建設業の経理の状況について

イ 監査の受審状況については、次に掲げるいずれかの場合に加点して審査するものとする。

- ① 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合
- ② 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合
- ③ 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、告示第一の四の5の（二）のイに掲げられた者が別添の建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を別記様式2の書類に自らの署名を付して提出している場合

ロ 公認会計士等の数については、告示第一の四の5の（二）のイに掲げる者の数に同号の5の（二）のロに掲げる者の数に10分の4を乗じて得た数を加えた合計数値をもって審査するものとする。

(6) 研究開発の状況について

審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額（会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。）をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の（1）のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の（1）のトからリまでの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第

6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

- ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

- (8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）若しくは第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとする。

4 外国建設業者の外国における実績等の審査について

外国建設業者の外国における実績等に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定義

- イ 外国とは、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域をいうものとする。
- ロ 外国建設業者とは、外国に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものをいうものとする。

(2) 国土交通大臣の認定について

- イ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2の(1)に掲げる技術職員と同等以上の潜在的能力を有する者の数、3の(1)のハからホまでの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(2)のイの①に掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでいた年数、3の(5)のイに掲げる措置と同等以上の措置、3の(5)のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力を有する者の数並びに3の(6)に掲げる金額と同等の額を認定した場合には、次のロに掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数及び額を加えて、又は認定を受けた項目及び措置を含めて審査を行うものとする。

なお、これら国土交通大臣が認定を行う項目以外の項目については、3のうち(1)のイ若しくはロ、(3)又は(4)に掲げる項目を除き、許可行政庁(経営状況にあつては登録経営状況分析機関)が外国建設業者の外国における実績等を含めて審査することに留意する。

ロ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、3のうち(1)のイ若しくはロ、(3)又は(4)に掲げる項目を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

5 経営状況について(告示第一の二関係)

(1) 純支払利息比率について

イ 売上高の額は、審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額とする。

ロ 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。

ハ 純支払利息比率は、ロに掲げる純支払利息の額を、イに掲げる売上高の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス0.3%に満たない場合はマイナス0.3%とみなす。

(2) 負債回転期間について

イ 1月当たり売上高は、(1)のイに掲げる売上高の額を12で除して得た数値とする。

ロ 負債回転期間は、基準決算における流動負債及び固定負債の合計の額をイに掲げる1月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が18.0を超える場合は18.0と、0.9に満たない場合は0.9とみなす。

(3) 総資本売上総利益率について

イ 総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計の額とする。

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額(個人の場合は完成工事総利益(当該個人が建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。))を併せて営む場合においては、兼業事業総利益を含む)の額)とする。

ハ 総資本売上総利益率は、ロに掲げる売上総利益の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日におけるイに掲げる総資本の額の平均の額(その平均の額が3000万円に満たない場合は、3000万円とみなす。)で除して得た数値(その数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百

分比で表したものとする。

ただし、当該数値が63.6%を超える場合は63.6%と、6.5%に満たない場合は6.5%とみなす。

(4) 売上高経常利益率について

イ 経常利益の額は、審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額）とする。

ロ 売上高経常利益率は、イに掲げる経常利益の額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス8.5%に満たない場合はマイナス8.5%とみなす。

(5) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値（その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ 法人税、住民税及び事業税の額は、審査対象事業年度における法人税、住民税及び事業税の額とする。

ロ 引当金の額は、基準決算における貸倒引当金の額とする。

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。なお、電子記録債権は受取手形に含むこととする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。なお、電子記録債務は支払手形に含むこととする。

ホ 棚卸資産の額は、基準決算における未成工事支出金及び材料貯蔵品の合計の額とする。

ヘ 受入金の額は、基準決算における未成工事受入金の額とする。

ト 営業キャッシュフローの額は、(4)のイに掲げる経常利益の額に1の(3)のロに掲げる減価償却実施額を加え、イに掲げる法人税、住民税及び事業税の額を控

除し、ロに掲げる引当金の増減額（基準決算における額と基準決算の直前の審査基準日における額の差額をいう。以下同じ。）、ハに掲げる売掛債権の増減額、ニに掲げる仕入債務の増減額、ホに掲げる棚卸資産の増減額及びヘに掲げる受入金の増減額を加減したものを一億で除して得た数値とする。

チ 前審査対象年における営業キャッシュフローの額の算定については、イからトの規定を準用する。この場合において、「基準決算」とあるのは「基準決算の直前の審査基準日」と、「審査対象年」とあるのは「前審査対象年」と、「審査対象事業年度」とあるのは「前審査対象事業年度」と読み替えるものとする。

リ 告示第一の二の7に規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及び前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の額については、トに規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及びチに規定する前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

(8) 利益剰余金の額について

利益剰余金の額は、基準決算における利益剰余金合計の額（個人である場合においては純資産合計の額）を一億で除して得た数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が100.0を超える場合は100.0と、マイナス3.0に満たない場合はマイナス3.0とみなす。

なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの純支払利息の額、(3)のロの売上総利益の額、(4)のイの経常利益の額及び(7)のイの法人税、住民税及び事業税の額は、1の(1)のト、チ又はリの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(1)及び(2)に掲げる項目については最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。

5-2 連結決算の取扱いについて

会社法第2条第6号に規定する大会社であって有価証券報告書提出会社（金融商品取引法第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合は、規則第19条の4第1号及び第5号の規定に基づき提出された書類に基づき、5の(1)から(8)までに掲げる指標についての数値を算定する。

この場合において、(5)、(6)及び(7)については、それぞれ次のように読替えるものとする。

(5) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値（その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

営業キャッシュフローの額は、審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値及び前審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値の平均の数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

II 経営規模等評価の結果は、別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」によって算出した評点で表示するものとする。

III 経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の15により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の15の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の15の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI 経営規模等評価の結果を閲覧に供する場合には、各項目の計算の方法等が明らかとなるように、告示等を備え置くこととする。

附 則（平成22年10月15日国総建第162号）

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月1日国土建第53号）

この通知は、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成26年10月31日国土建第160号）

この通知は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月17日国土建第105号）

この通知は、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成28年8月1日国土建第203号）

この通知は、発出日から適用する。

附 則（平成29年12月26日国土建第300号）

この通知は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月7日国土建第1号）

1 この通知は、発出日から適用する。

2 改正後の様式において起点日が平成である場合は、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

平成

①「令和31年4月1日から令和2年3月31日まで」

②「令和 元年4月1日から令和2年3月31日まで」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

令和

③「平成31年4月1日から~~平成~~ 2年3月31日まで」

④「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」

附 則（令和2年3月31日国土建第561号）

この通知は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月3日国土建第1号）

この通知は、令和2年4月1日にさかのぼって適用する。

附 則（令和3年3月26日国不建第246号）

この通知は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月15日国不建第〇〇〇号）

この通知は、令和5年1月1日から適用する。

ただし、Iの2の(1)のロのについては、発出日から適用する。

別 紙 1

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区分	評点
(1)	2309
(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$

(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額に係る評点

告示第一の一の2に掲げる自己資本の額及び同号の3に掲げる平均利益額については、告示の別表第二又は別表第三の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又はロの表に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 自己資本額の点数

（告示の別表第二関係）

区分	点数
(1)	2114
(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$

(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 平均利益額の点数
(告示の別表第三関係)

区分	点数
----	----

(1)	2447
(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

告示第一の三の1に掲げる技術職員の数及び同項の2に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、告示の別表第四又は第五の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又はロの表に掲げる点数を与え、イの評点に5分の4を乗じたものとロの評点に5分の1を乗じたものの足し合わせた数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数
（告示の別表第四関係）

区分	点数
(1)	2335
(2)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$

(28)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数
(告示の別表第五関係)

区分	点数
(1)	2,865
(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$

(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1の(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1の(七)から(十)まで及び告示第一の四の2から10までに掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況又は国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第十九までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～カの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ヨの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数」という。）に応じて、ヨの算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数

（告示の別表第六関係）

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数

（告示の別表第七関係）

区分	(1)	(2)
----	-----	-----

点数	1	0
----	---	---

ハ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数
(告示の別表第八関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	10	9	8	7	6	5	4

(8)	(9)	(10)	(11)
3	2	1	0

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数
(告示の別表第九関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点 数	5	4	3	2	0

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数
(告示の別表第十関係)

区 分	(1)	(2)	(3)
点 数	15	10	0

ヘ 営業年数の点数

(告示の別表第十一関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	60	58	56	54	52	50	48

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
46	44	42	40	38	36	34	32

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
30	28	26	24	22	20	18	16

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
14	12	10	8	6	4	2	0

ト 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数
(告示の別表第十二関係)

区分	(1)	(2)
点数	0	-60

チ 防災協定締結の有無の点数
(告示の別表第十三関係)

区分	(1)	(2)
点数	20	0

リ 法令遵守の状況の点数
(告示の別表第十四関係)

区分	(1)	(2)	(3)
点数	0	-15	-30

ヌ 監査の受審状況の点数
(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)
点数	20	10	2	0

ル 公認会計士数等の数の点数
(告示の別表第十六関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点 数	10	8	6	4	2	0

ヲ 研究開発の状況の点数
(告示の別表第十七関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	25	24	23	22	21	20	19

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
18	17	16	15	14	13	12	11

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
10	9	8	7	6	5	4	3

(24)	(25)	(26)
2	1	0

ヰ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十八関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

点数	15	15	14	14	13	13	12
----	----	----	----	----	----	----	----

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
12	11	10	9	8	7	6	5

(16)
0

カ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数
(告示の別表第十九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
点数	10	10	8	5	5	5	3	0

ヨ その他の審査項目（社会性等）の評点

その他の審査項目（社会性等）の評点＝告示の付録第二による点数並びにイ～カ
の点数の合計点数×10×175／200

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目（社会性等）
の評点については、以下の算式により求めることとする。

その他の審査項目（社会性等）の評点＝告示の付録第二による点数並びにイ
～カの点数の合計点数×10×190／200

5 経営状況の評点

告示第一の二に掲げる項目については、告示の付録第一に定める算式によって算出
した点数（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経
営状況点数」という。）に基づき、次に掲げる算式によって経営状況の評点（小数点
以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を求める。ただし、経営状況の評
点が0に満たない場合は0とみなす。

(告示の付録第一関係)

① 経営状況の評点＝167.3×A＋583

Aは、経営状況点数

別 紙 2

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック

別紙 3

認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際は、次のコードを記載することとする。

レベル3技能者 = 703

レベル4技能者 = 704

別記

様式第 1 号

(用紙A 4)

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審 査 対 象 建 設 業	完 成 工 事 高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局
北海道開発局 については、不要のものを消すこと。
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

	る。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来

	しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資

	本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法

	<p>引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長

年 月 日

知事 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

通番	氏名	生年月日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
上記技術者が取得した CPD 単位の合計 (①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得した CPD 単位合計 (②)			
CPD 単位総計 (①+②)			

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急工事等」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

**平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）
新旧対照表**

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員の数を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。</p> <p>① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を<u>受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの</u>に限る。以下「一級監理受講者」という。)</p>	<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員の数を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。</p> <p>① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を<u>当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したもの</u>に限る。以下「一級監理受講者」という。)</p> <p><u>なお、同法第15条第2号イに該当する者のうち、当期事業年度開始日以前5年以内であって平成16年2月29日以前に交付された資格者証を所持しているもの、及び当期事業年度開始日の直前の5年以内かつ平成16年2月29日以前に指定講習(平成15年6月18日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。)を受講した者であって平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものについては、一級監理受講者とみなす。</u></p>

②～⑥ (略)

ハ (略)

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

エ

イ～ヘ (略)

上 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

① 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.15 以上である場合に、加点して審査する。

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.01 以上である場合に、加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日(以下「前審査基準日」という。)における技術職員名簿に記載されておらず、新規に記載された 35 歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するにあたって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

下 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

②～⑥ (略)

ハ (略)

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 労働福祉の状況について

イ～ヘ (略)

(新設)

(新設)

- ① 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第7条第2号イからハまで若しくは同法第15条第2号イからハまでに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。)の数とする。
- ② 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。)の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数とする。
- ③ Aは、④に規定するCPD単位数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人

人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

- ⑤ Bは、⑥に規定する技能レベル向上数を技能者数から⑦に規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上の3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%以上の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は0とする。

- ⑥ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- ⑦ 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

リ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法

(新設)

律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

又 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

(新設)

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいう。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で

建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

(2) (略)

(3) 防災協定締結の有無について

防災協定締結の有無については、審査基準日において、(1)又①に定める防災協定を締結している場合に、加点して審査する。

なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割果たすことが確認できる建設業者である企業について加点対象とする。

(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況について

イ～ロ (略)

(6) 研究開発の状況について

研究開発の状況については、審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額(会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。)をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチ②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の(1)のトからリまでの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第1

(2) (略)

(3) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間の協定をいう。

ロ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ～ロ (略)

(6) 研究開発の状況

研究開発の状況については、審査対象年及び前対象年における研究開発費の額の平均の額(会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。)をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチ②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の(1)のト、チ又はリの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法

85号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(以下「ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特殊自主検査、ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58号第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第二項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)若しくは第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車(以下この(7)において単に「大型自動車」という。)のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)第5条第1項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があった場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の規定を受けているもの(以下「大型ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特殊自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58号第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)又は第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

る。
(削る)

(削る)

(9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.15 以上である場合に加点して審査する。

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.01 以上である場合に加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日(以下「前審査基準日」という。)における技術職員名簿に記載されておらず、新規に記載された 35 歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日ではない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

(10) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況について

審査対象年又は審査基準日以前 3 年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

イ 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業者のうち、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常

時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。)の数とする。

- ロ 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。)の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数
- ハ Aは、I 3 (10)ニに規定する CPD 単位数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ニ CPD 単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者

4～5-2 (略)

II～VI (略)

別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

4 その他の審査項目(社会性等)の評点

告示第一の四の1(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償

協会(以下「CPD 認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30 を超える場合は、30 とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上の CPD 認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つの CPD 認定団体において習得を認定された単位をもとに CPD 単位数取得数を算出するものとする。

ホ Bは、I 3(10)へに規定する技能レベル向上数を技能者数から I 3(10)トに規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が 1.5%未満の場合は0、1.5%以上の3%未満の場合は1、3%以上 4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上 7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上 10.5%以上の場合は6、10.5%以上 12%未満の場合は7、12%以上 13.5%未満の場合は8、13.5%以上 15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

ヘ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前三年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。

ト 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

4～5-2 (略)

II～VI (略)

別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

4 その他の審査項目(社会性等)の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から10までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又

制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1(七)から(十)まで及び第一の四の2から10までに掲げる若年の技術職員の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスの取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況及び国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第十九までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～カの表に掲げる点数を与え、さらにこれらの点数の合計点数(ヨの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数」という。)に応じて、ヨの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)又は知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、告示の別表第六から別表第十七までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ヲの票に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(ワの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ヲの点数の合計点数」という。)に応じて、ワの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の点数の状況の点数
(告示の別表第六関係)

(新設)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第七関係)

(新設)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ハ 知識及び技術または技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数
(告示の別表第八関係)

(新設)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
点数	10	9	8	7	6	
	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
	5	4	3	2	1	0

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数

(新設)

(告示の別表第九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	5	4	3	2	0

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数

(告示の別表第十関係)

区分	(1)	(2)	(3)
点数	15	10	0

ヘ 営業年数の点数

(告示の別表第十一関係)

(表 略)

ト 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

(告示の別表第十二関係)

(表 略)

チ 防災協定締結の有無の点数

(告示の別表第十三関係)

(表 略)

リ 法令順守の状況の点数

(告示の別表第十四関係)

(表 略)

ヌ 監査の受審状況の点数

(告示の別表第十五関係)

(表 略)

ル 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十六関係)

(表 略)

ヲ 研究開発の状況の点数

(新設)

イ 営業年数の点数

(告示の別表第六関係)

(表 略)

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

(告示の別表第七関係)

(表 略)

ハ 防災協定締結の有無の点数

(告示の別表第八関係)

(表 略)

ニ 法令順守の状況の点数

(告示の別表第九関係)

(表 略)

ホ 監査の受審状況の点数

(告示の別表第十関係)

(表 略)

ヘ 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十一関係)

(表 略)

ト 研究開発の状況の点数

(告示の別表第十七関係)
(表 略)

ワ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十八関係)
(表 略)

カ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の
点数

(告示の別表第十九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	10	8	5	5
(6)	(7)	(8)			
5	3	0			

(削る)

(削る)

(削る)

(告示の別表第十二関係)
(表 略)

チ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十三関係)
(表 略)

リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

(告示の別表第十四関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	
点数	10	5	5	0	

ヌ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ル 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ヲ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組
の状況の点数

(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	9	8	7	6

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
5	4	3	2	1	0

コ その他の審査項目(社会性等)の評点

$$\frac{\text{その他の審査項目(社会性等)の評点} = \text{告示の付録第二による点数} \\ \text{並びにイ～カの点数の合計点数} \times 10 \times 175 / 200}$$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目(社会性等)の評点については、以下の算式により求めることとする。

$$\text{その他の審査項目(社会性等)の評点} = \text{告示の付録第二による点数} \\ \text{並びにイ～カの点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$$

5 (略)

別紙 2・3 (略)

別記

様式第1号～様式第5号 (略)

様式第6号

ク その他の審査項目(社会性等)の評点

$$\frac{\text{その他の審査項目(社会性等)の評点} = \text{告示の付録第二による点数} \\ \text{並びにイ～リの点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200}$$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(新設)

5 (略)

別紙 2・3 (略)

別記

様式第1号～様式第5号 (略)

(新設)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則第27条26項に定める国土交通省又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (1. 全ての建設工事、 2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を審査する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。